

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第二十一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前																																																
<p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1 計画相談支援費</p> <p>イ サービス利用支援費</p> <table border="0"><tr><td>(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)</td><td><u>2,014単位</u></td></tr><tr><td>(2) 機能強化型サービス利用支援費(II)</td><td><u>1,914単位</u></td></tr><tr><td>(3) 機能強化型サービス利用支援費(III)</td><td><u>1,822単位</u></td></tr><tr><td>(4) 機能強化型サービス利用支援費(IV)</td><td><u>1,672単位</u></td></tr><tr><td>(5) サービス利用支援費(I)</td><td><u>1,572単位</u></td></tr><tr><td>(6) (略)</td><td></td></tr></table> <p>ロ 継続サービス利用支援費</p> <table border="0"><tr><td>(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)</td><td><u>1,761単位</u></td></tr><tr><td>(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(II)</td><td><u>1,661単位</u></td></tr><tr><td>(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(III)</td><td><u>1,558単位</u></td></tr><tr><td>(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV)</td><td><u>1,408単位</u></td></tr><tr><td>(5) 継続サービス利用支援費(I)</td><td><u>1,308単位</u></td></tr><tr><td>(6) (略)</td><td></td></tr></table> <p>注1 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(IV)までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものと</p>	(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)	<u>2,014単位</u>	(2) 機能強化型サービス利用支援費(II)	<u>1,914単位</u>	(3) 機能強化型サービス利用支援費(III)	<u>1,822単位</u>	(4) 機能強化型サービス利用支援費(IV)	<u>1,672単位</u>	(5) サービス利用支援費(I)	<u>1,572単位</u>	(6) (略)		(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)	<u>1,761単位</u>	(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(II)	<u>1,661単位</u>	(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(III)	<u>1,558単位</u>	(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV)	<u>1,408単位</u>	(5) 継続サービス利用支援費(I)	<u>1,308単位</u>	(6) (略)		<p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1 計画相談支援費</p> <p>イ サービス利用支援費</p> <table border="0"><tr><td>(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)</td><td><u>1,864単位</u></td></tr><tr><td>(2) 機能強化型サービス利用支援費(II)</td><td><u>1,764単位</u></td></tr><tr><td>(3) 機能強化型サービス利用支援費(III)</td><td><u>1,672単位</u></td></tr><tr><td>(4) 機能強化型サービス利用支援費(IV)</td><td><u>1,622単位</u></td></tr><tr><td>(5) サービス利用支援費(I)</td><td><u>1,522単位</u></td></tr><tr><td>(6) (略)</td><td></td></tr></table> <p>ロ 継続サービス利用支援費</p> <table border="0"><tr><td>(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)</td><td><u>1,613単位</u></td></tr><tr><td>(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(II)</td><td><u>1,513単位</u></td></tr><tr><td>(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(III)</td><td><u>1,410単位</u></td></tr><tr><td>(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV)</td><td><u>1,360単位</u></td></tr><tr><td>(5) 継続サービス利用支援費(I)</td><td><u>1,260単位</u></td></tr><tr><td>(6) (略)</td><td></td></tr></table> <p>注1 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(IV)までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものと</p>	(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)	<u>1,864単位</u>	(2) 機能強化型サービス利用支援費(II)	<u>1,764単位</u>	(3) 機能強化型サービス利用支援費(III)	<u>1,672単位</u>	(4) 機能強化型サービス利用支援費(IV)	<u>1,622単位</u>	(5) サービス利用支援費(I)	<u>1,522単位</u>	(6) (略)		(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)	<u>1,613単位</u>	(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(II)	<u>1,513単位</u>	(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(III)	<u>1,410単位</u>	(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV)	<u>1,360単位</u>	(5) 継続サービス利用支援費(I)	<u>1,260単位</u>	(6) (略)	
(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)	<u>2,014単位</u>																																																
(2) 機能強化型サービス利用支援費(II)	<u>1,914単位</u>																																																
(3) 機能強化型サービス利用支援費(III)	<u>1,822単位</u>																																																
(4) 機能強化型サービス利用支援費(IV)	<u>1,672単位</u>																																																
(5) サービス利用支援費(I)	<u>1,572単位</u>																																																
(6) (略)																																																	
(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)	<u>1,761単位</u>																																																
(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(II)	<u>1,661単位</u>																																																
(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(III)	<u>1,558単位</u>																																																
(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV)	<u>1,408単位</u>																																																
(5) 継続サービス利用支援費(I)	<u>1,308単位</u>																																																
(6) (略)																																																	
(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)	<u>1,864単位</u>																																																
(2) 機能強化型サービス利用支援費(II)	<u>1,764単位</u>																																																
(3) 機能強化型サービス利用支援費(III)	<u>1,672単位</u>																																																
(4) 機能強化型サービス利用支援費(IV)	<u>1,622単位</u>																																																
(5) サービス利用支援費(I)	<u>1,522単位</u>																																																
(6) (略)																																																	
(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)	<u>1,613単位</u>																																																
(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(II)	<u>1,513単位</u>																																																
(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(III)	<u>1,410単位</u>																																																
(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV)	<u>1,360単位</u>																																																
(5) 継続サービス利用支援費(I)	<u>1,260単位</u>																																																
(6) (略)																																																	

して市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（同条第2項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。11において同じ。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定特定相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 指定特定相談支援事業者が、指定基準第15条第2項第7号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第10号、第11号若しくは第12号から第14号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行

して市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（同条第2項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。11において同じ。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 指定特定相談支援事業者が、指定基準第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第9号、第10号若しくは第11号から第13号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行

った場合には、所定単位数を算定しない。

4・5 (略)

6 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) 機能強化型サービス利用支援費(I) | <u>582単位</u> |
| (2) 機能強化型サービス利用支援費(II) | <u>582単位</u> |
| (3) 機能強化型サービス利用支援費(III) | <u>582単位</u> |
| (4) 機能強化型サービス利用支援費(IV) | <u>582単位</u> |
| (5) サービス利用支援費(I) | <u>582単位</u> |
| (6) 機能強化型継続サービス利用支援費(I) | <u>633単位</u> |
| (7) 機能強化型継続サービス利用支援費(II) | <u>633単位</u> |
| (8) 機能強化型継続サービス利用支援費(III) | <u>633単位</u> |
| (9) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV) | <u>633単位</u> |
| (10) 継続サービス利用支援費(I) | <u>633単位</u> |

7 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(II)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 機能強化型サービス利用支援費(I) | <u>894単位</u> |
| (2) 機能強化型サービス利用支援費(II) | <u>894単位</u> |

った場合には、所定単位数を算定しない。

4・5 (略)

6 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) 機能強化型サービス利用支援費(I) | <u>572単位</u> |
| (2) 機能強化型サービス利用支援費(II) | <u>572単位</u> |
| (3) 機能強化型サービス利用支援費(III) | <u>572単位</u> |
| (4) 機能強化型サービス利用支援費(IV) | <u>572単位</u> |
| (5) サービス利用支援費(I) | <u>572単位</u> |
| (6) 機能強化型継続サービス利用支援費(I) | <u>623単位</u> |
| (7) 機能強化型継続サービス利用支援費(II) | <u>623単位</u> |
| (8) 機能強化型継続サービス利用支援費(III) | <u>623単位</u> |
| (9) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV) | <u>623単位</u> |
| (10) 継続サービス利用支援費(I) | <u>623単位</u> |

7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(II)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 機能強化型サービス利用支援費(I) | <u>881単位</u> |
| (2) 機能強化型サービス利用支援費(II) | <u>881単位</u> |

- | | |
|------------------------|-------|
| (3) 機能強化型サービス利用支援費Ⅲ | 894単位 |
| (4) 機能強化型サービス利用支援費Ⅳ | 894単位 |
| (5) サービス利用支援費Ⅰ | 894単位 |
| (6) サービス利用支援費Ⅱ | 54単位 |
| (7) 機能強化型継続サービス利用支援費Ⅰ | 945単位 |
| (8) 機能強化型継続サービス利用支援費Ⅱ | 945単位 |
| (9) 機能強化型継続サービス利用支援費Ⅲ | 945単位 |
| (10) 機能強化型継続サービス利用支援費Ⅳ | 945単位 |
| (11) 継続サービス利用支援費Ⅰ | 945単位 |
| (12) 継続サービス利用支援費Ⅱ | 243単位 |
- 8 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費（継続サービス利用支援費Ⅱを除く。）を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき20単位を所定単位数から減算する。
- 9 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 10 指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 11 指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 12 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（以下「特別地域」という。）に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（注3及び注4に定め

- | | |
|------------------------|-------|
| (3) 機能強化型サービス利用支援費Ⅲ | 881単位 |
| (4) 機能強化型サービス利用支援費Ⅳ | 881単位 |
| (5) サービス利用支援費Ⅰ | 881単位 |
| (6) サービス利用支援費Ⅱ | 92単位 |
| (7) 機能強化型継続サービス利用支援費Ⅰ | 932単位 |
| (8) 機能強化型継続サービス利用支援費Ⅱ | 932単位 |
| (9) 機能強化型継続サービス利用支援費Ⅲ | 932単位 |
| (10) 機能強化型継続サービス利用支援費Ⅳ | 932単位 |
| (11) 継続サービス利用支援費Ⅰ | 932単位 |
| (12) 継続サービス利用支援費Ⅱ | 278単位 |
- 8 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費（継続サービス利用支援費Ⅱを除く。）を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき16単位を所定単位数から減算する。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 9 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（注3及び注4に定める場合を除く。）に、特別地域

る場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

13 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、イの(1)の機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは(2)の機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又はロの(1)の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは(2)の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号）第2号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100

加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(新設)

回を限度とする。

2 (略)

3 初回加算 300単位

注1 (略)

2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案（法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案をいう。）を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

4 主任相談支援専門員配置加算

注1 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 主任相談支援専門員配置加算(I) 300単位

ロ 主任相談支援専門員配置加算(II) 100単位

2 (略)

3 初回加算 300単位

注1 (略)

2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案（法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案をいう。）を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

4 主任相談支援専門員配置加算 100単位

注 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

2 主任相談支援専門員は、指定自立生活援助（指定障害福祉サービス等基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）その他のこれに類する職務に従事することができる。

5 入院時情報連携加算

注 計画相談支援対象障害者等が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算(I) 300単位
ロ 入院時情報連携加算(II) 150単位

6 退院・退所加算 300単位

注 障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所していた計画相談支援対象

（新設）

5 入院時情報連携加算

注 計画相談支援対象障害者等が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算(I) 200単位
ロ 入院時情報連携加算(II) 100単位

6 退院・退所加算 200単位

注 障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相

障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に收容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、收容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合を除く。）

7 居宅介護支援事業所等連携加算

注 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(6)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、計画相談支援対象障害者等が

談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設に收容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、收容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合を除く。）。

7 居宅介護支援事業所等連携加算

注 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(6)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、計画相談支援対象障害者等が

障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

(1) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）又は指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第3条第1項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）

（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に協力する場合 150単位

(2) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り）1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位

(3) (略)

(4) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用さ

障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

(1) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）又は指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）（以下

「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に協力する場合 100単位

(2) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

300単位

(3) (略)

(4) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用さ

れ、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合

150単位

(5) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。）

300単位

(6) (略)

8 医療・保育・教育機関等連携加算

注1 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(3)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算する。

(1) 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害福祉サービス等を行う者を除く。(3)、注2及び10の注において同じ。）の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合（計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とし、3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けているときを除

れ、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合

100単位

(5) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

300単位

(6) (略)

8 医療・保育・教育機関等連携加算

100単位

注 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。

く。) 次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) 指定サービス利用支援を行った場合 200単位

(二) 指定継続サービス利用支援を行った場合 300単位

(2) 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（1のイ又はロを算定する場合に限る。）

300単位

(3) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合（1のイ又はロを算定する場合に限る。）

150単位

2 注1の(3)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。

(1) 病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）

(2) 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）

9 集中支援加算

注1 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(5)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までについては、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。

(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象

(新設)

9 集中支援加算

注 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ300単位を加算する。

(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障

障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。）
300単位

(2) サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第12号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者（同号に規定する担当者をいう。10の注において同じ。）に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

300単位

(3) 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。）
300単位

(4) 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（1のイ又はロを算定する月を除く。）
300単位

(5) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に

害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

(2) サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第11号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

(3) 福祉サービス等を提供する機関等（以下この(3)において「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。）

（新設）

（新設）

関する必要な情報の提供を行った場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 150単位

2 注1の(5)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。

(1) 病院等及び訪問看護ステーション等

(2) 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）

10 サービス担当者会議実施加算 100単位

注 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、8の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定しない

11 サービス提供時モニタリング加算 100単位

注 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し（障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあつては、当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専

(新設)

10 サービス担当者会議実施加算 100単位

注 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

11 サービス提供時モニタリング加算 100単位

注 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。

門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。

12 行動障害支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 行動障害支援体制加算(I) 60単位

ロ 行動障害支援体制加算(II) 30単位

13 要医療児者支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 要医療児者支援体制加算(I) 60単位

ロ 要医療児者支援体制加算(II) 30単位

14 精神障害者支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 精神障害者支援体制加算(I) 60単位

ロ 精神障害者支援体制加算(II) 30単位

14の2 高次脳機能障害支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業

12 行動障害支援体制加算

35単位

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

13 要医療児者支援体制加算

35単位

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

14 精神障害者支援体制加算

35単位

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 高次脳機能障害支援体制加算(I) 60単位
ロ 高次脳機能障害支援体制加算(II) 30単位

15 (略)

16 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する（当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定自立生活援助事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第14の3の6の緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用

15 (略)

16 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する（当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業とを同一の事業

の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。

17 地域体制強化共同支援加算 2,000単位

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

18 遠隔地訪問加算 300単位

注 計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、3の初回加算（注2に該当する場合に限る。）、5の入院時情報連携加算（注のイの入院時情報連携加算Ⅰを算定する場合に限る。）、6の退院・退所加算、7の居宅介護支援事業所等連携加算（注の②及び⑤に限る。）、8の医療・保育・教育機関等連携加算（注1の①及び②に限る。）又は9の集中支援加算（注1の①及び④に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定

所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。

17 地域体制強化共同支援加算 2,000単位

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

（新設）

単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、3の初回加算については、3の注2に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。

第二十二條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 初回加算 300単位</p> <p>注1 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画（<u>法第5条第23項</u>に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案（<u>法第5条第23項</u>に規定するサービス等利用計画案をいう。）を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>4～18 (略)</p>	<p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 初回加算 300単位</p> <p>注1 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画（<u>法第5条第22項</u>に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案（<u>法第5条第22項</u>に規定するサービス等利用計画案をいう。）を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>4～18 (略)</p>

(指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものの一部改正)

第二十三条 指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの
(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 平成十八年十月一日において(一)又は(二)に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「旧障害児相談支援事業」という。）、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業」という。）、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 平成十八年十月一日において(一)又は(二)に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業」という。）、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定</p>

定する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事業」という。）の従事者

(二) (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 一般相談支援事業、特定相談支援事業、児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) (略)

(三) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百二十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハクヘ (略)

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄

する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事業」という。）の従事者

(二) (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) (略)

(三) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百二十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハクヘ (略)

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄

養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

一 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十五号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

イ〜ホ (略)

三・四 (略)

養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

一 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十五号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

イ〜ホ (略)

三・四 (略)

第二十四条 指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものの一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十九項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十五号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。</p> <p>イ〜ホ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十五号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。</p> <p>イ〜ホ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>

(厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎の一部改正)

第二十五条 厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎(平成二十

四年厚生労働省告示第二百六十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>三 介護給付費等単位数表第8の2の5の注1及び注2においてこ ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎 (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 介護給付費等単位数表第8の2の4の注1及び注2においてこ ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎 (略)</p> <p>四 (略)</p>

第二十六条 厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇三 (略)</p> <p>四 介護給付費等単位数表第10の7の注1及び注2、第11の11の注1及び注2、<u>第11の2の9の注1及び注2</u>、第12の14の注1及び注2、第13の13の注1及び注2及び第14の14の注1及び注2において厚生労働大臣が定める送迎 第一号の規定を準用する。</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 介護給付費等単位数表第10の7の注1及び注2、第11の11の注1及び注2、第12の14の注1及び注2、<u>第13の13の注1及び注2</u>及び第14の14の注1及び注2において厚生労働大臣が定める送迎 第一号の規定を準用する。</p>

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第二十七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。）別表の1の注1の(1)及び注2の(1)のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準を満たすこと。ただし、算定告示別表の1の注12に規定する特別地域のうち、従業員の確保が著しく困難と市町村長が認める地域に所在する指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）においては、イの(1)の(㉑)及び(2)の(㉒)、ロの(1)の(㉑)及び(2)の(㉓)、ハの(1)の(㉑)及び(2)の(㉓)並びにニの(3)に掲げる基準については、配置される常勤の相談支援専門員（同項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者としてことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了していることに代えて、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）に配置される相談支援専門員であつて、相談支援従事者現任研修を修了している者により指導及び助言が行われる体制が確保されていることとする。</p> <p>イ 機能強化型サービス利用支援費(1)及び機能強化型継続サ-</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。）別表の1の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(新設)</p> <p>イ 機能強化型サービス利用支援費(1)及び機能強化型継続サ-</p>

ビジネス利用支援費(1)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)・(二) (略)

- (三) 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員(指定基準第三条第四項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。)に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

- (四) 基幹相談支援センター(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七十七条の二第二項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)を行つていないこと。

(五) (略)

- (六) 法第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下「協議会」という。)に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。

ビジネス利用支援費(1)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 他の指定特定相談支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。)第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。)と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)・(二) (略)

- (三) 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員(指定基準第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)に対し、相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号)第一号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。)を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

- (四) 基幹相談支援センター(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七十七条の二第二項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)を提供していないこと。

(五) (略)

(新設)

(七) 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認めるものが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

(八) 運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。以下同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられていることを定めていること又は同条第三項第一号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

(九) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児童

(新設)

(六) 運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。第八号において同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第八号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。

(七) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）その他のこれに類する職務に従事することができる。以下(イ)及び(2)の(イ)、ロの(1)の(イ)及び(2)の(イ)、ハの(1)の(イ)及び(2)の(イ)並びにニの(3)において同じ。

(十)・(十一) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) イの(1)の(イ)から(七)までの基準に適合すること。

(ロ)・(三) (略)

ロ 機能強化型サービス利用支援費(II)及び機能強化型継続サービス利用支援費(II)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) イの(1)の(イ)から(八)まで、(十)及び(十一)の基準に適合すること。

(ロ) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) イの(1)の(イ)から(七)までの基準に適合すること。

(ロ)・(三) (略)

ハ 機能強化型サービス利用支援費(III)及び機能強化型継続サービス利用支援費(III)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(四)・(四) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) イの(1)の(イ)から(五)までの基準に適合すること。

(ロ)・(三) (略)

ロ 機能強化型サービス利用支援費(II)及び機能強化型継続サービス利用支援費(II)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) イの(1)の(イ)から(六)まで、(八)及び(九)の基準に適合すること。

(ロ) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) イの(1)の(イ)から(五)までの基準に適合すること。

(ロ)・(三) (略)

ハ 機能強化型サービス利用支援費(III)及び機能強化型継続サービス利用支援費(III)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)、(三)から(Ⅵ)まで及び(Ⅶ)の基準に適合すること。

(二) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)及び(三)から(Ⅶ)までの基準に適合すること。

(二)・(三) (略)

ニ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅴ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)の(一)及び(三)から(Ⅴ)までの基準に適合すること。

(2) イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(3) (略)

二 算定告示別表の1の注13のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定障害児相談支援事業者(児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。)、指定自立生活援助事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第二百六条の十四に規定する指定自立生活援助事業者をいう。)、指定地域移行支援事業者(指定地域相談支援基準第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)及び指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第二十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定

(一) イの(1)の(一)、(三)から(Ⅵ)まで及び(Ⅶ)の基準に適合すること。

(二) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)及び(三)から(Ⅴ)までの基準に適合すること。

(二)・(三) (略)

ニ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅴ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ハの(2)の(一)及び(二)の基準に適合すること。

(新設)

(2) (略)

(新設)

計画相談支援の事業と指定障害児相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(3) 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。

ロ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。

(1) イの(1)の基準に適合すること。

(2) 指定計画相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。

(3) 当該指定特定相談支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。

三 (略)

四 算定告示別表の4の注1のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 主任相談支援専門員配置加算(1)

基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定相談支援事業所、児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定特定相談支援事業所又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所であつて、主任相談支援専門員（算定告示別表の4の注1に規定する主任相談支援専門員をいう。以下同じ。）を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所の従業者及び当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の従業者

二 (略)

(新設)

に対し、その資質の向上のための指導及び助言を実施していること。

ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅲ)

主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施していること。

五 算定告示別表の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

六 算定告示別表の12の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)別表第八に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「実践研修修了者」という。)を一名以上配置していること。

(2) 実践研修修了者を配置している旨を公表していること。

(3) 実践研修修了者が、区分三(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第四号)第一条第四号に掲げる区分三をいう。)以上に該当し、かつ、子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)第四号に該当する者(以

三 算定告示別表の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

四 算定告示別表の12の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)別表第八に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

下「強度行動障害者」という。) に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該実践研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に強度行動障害児(児童福祉法に基づき指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号)第六号のイの③に規定する強度行動障害児をいう。)の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ)

イの①及び②の基準に適合すること。

七 算定告示別表の13の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第七十八条第三項に規定する地域生活支援事業(以下「地域生活支援事業」という。)として行われる研修(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者」という。)を一名以上配置していること。

(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

(3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、児童福祉法に基づき指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示

五 算定告示別表の13の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業(以下「地域生活支援事業」という。)として行われる研修(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

第百二十二号) 別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者(以下「医療的ケア児者」という。)に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児者コーディネーター養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に医療的ケア児者の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 要医療児者支援体制加算(II)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

八 算定告示別表の14の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 精神障害者支援体制加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者(法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。)の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「精神障害者研修修了者」という。)を一名以上配置していること。

- (2) 精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。

- (3) 精神疾患を有する患者であつて重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等であつて、計画相談支援対象障害者等が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携

六 算定告示別表の14の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

- ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

する体制が構築されていること。

- (4) 精神障害者研修修了者が、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に児童福祉法第四条第二項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

九 算定告示別表の14の2の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。)を一名以上配置していること。

- (2) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

- (3) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等(以下「高次脳機能障害者」という。)に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相

(新設)

談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に高次脳機能障害者であつて満十八歳に満たないものの保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

十 算定告示別表の15の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害者ピアサポート研修修了者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。)であつて、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(1) 法第四条第一項に規定する障害者(以下この(1)及びロにおいて単に「障害者」という。)又は障害者であつたと市町村長が認める者

(2) 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援に従事する者

ロ・ハ (略)

十一 算定告示別表の16の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

(略)

十二 算定告示別表の17の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

七 算定告示別表の15の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一) 法第四条第一項に規定する障害者(以下この(一)及びロにおいて単に「障害者」という。)又は障害者であつたと市町村長が認める者

(二) 管理者、相談支援専門員その他指定計画相談支援に従事する者

ロ・ハ (略)

八 算定告示別表の16の注及び17の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

(略)

(新設)

ロ 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

第二十八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のよ
うに改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>ニ 算定告示別表の3の注1の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 新規にサービス等利用計画(法第五条第二十三項に規定するサービス等利用計画をいう。ロにおいて同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等(法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。)に対して指定サービス利用支援(同項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。)を行った場合</p> <p>ロ (略)</p> <p>四〇十二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>ニ 算定告示別表の3の注1の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 新規にサービス等利用計画(法第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。ロにおいて同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等(法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。)に対して指定サービス利用支援(同項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。)を行った場合</p> <p>ロ (略)</p> <p>四〇十二 (略)</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の一部改正)

第二十九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第百十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表4に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了した後、相談支援又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第六條の二の二第六項</u>に規定する障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、<u>当該業務に三年以上従事した後</u>に、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表4に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了した後、相談支援又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第六條の二の二第七項</u>に規定する障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。</p>

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び第九条の規定 令和六年六月一日

二 第三条、第六条、第十条、第十一条、第十五条、第十七条、第十九条、第二十二條、第二十四条、第二十六条及び第二十八条の規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

第二条 令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（以下「第一条改正後介護給付費等単位数表」という。）の第1の1の注17、第2の1の注14、第3の1の注12、第4の1の注11、第5の1の注11、第

6の1の注9、第7の1の注15の4、第8の1の注9、第9の1の注6、第10の1の注4の4、第11の1の注6の4、第12の1の注7、第13の1の注6、第14の1の注13、第14の2の1の注5、第14の3の1の注10、第15の1の注6、第15の1の2の注9及び第15の1の2の2の注6並びに第二十一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表1の注10の規定は適用しない。ただし、第一条改正後介護給付費等単位数表第5の療養介護サービス費、第6の生活介護サービス費、第7の短期入所サービス費、第9の施設入所支援サービス費、第10の機能訓練サービス費、第11の生活訓練サービス費、第12の就労移行支援サービス費、第13の就労継続支援A型サービス費、第14の就労継続支援B型サービス費又は第15の1の共同生活援助サービス費、1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費若しくは1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定している事業所又は施設が、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

2 令和九年三月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第11の2の1の注4の規定は適用しない。

(食事提供体制加算に関する経過措置)

第三条 令和六年九月三十日までの間、第一条改正後介護給付費等単位数表第6の10、第7の8、第10の6、第11の7、第12の7、第13の7及び第14の7の規定の適用については、これらの規定中「次の(1)から(3)までのいずれにも」とあるのは「次の(2)及び(3)のいずれにも」とする。

(居宅介護に係る特定事業所加算の見直しに関する経過措置)

第四条 この告示の適用の際、第八条の規定による改正前のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(以下「平成十八年第五百四十三号告示」という。)第一号イ、ハ又はこの適用を受けている指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所に係る第八条の規定による改正後の平成十八年第五百四十三号告示第一号イ、ハ又はこの適用については、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

(行動援護に係る特定事業所加算の見直しに関する経過措置)

第五条 この告示の適用の際、第八条の規定による改正前の平成十八年第五百四十三号告示第十三号の適用を受けている指定行動援護事業所に係る第八条の規定による改正後の平成十八年第五百四十三号告示第十号の適用については、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

(福祉・介護職員等処遇改善加算に係る経過措置)

第六条 令和七年三月三十一日までの間は、第九条の規定による改正後の平成十八年第五百四十三号告示(以下「第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示」という。)第二号イの(1)の(一)(第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第六号、第十号、第十四号、第十六号の二、第十八号の二、第二十七号の二、第三十号、第三十三号、第三十五号の二、第三十七号の二、第三十九号の三及び第四十一号において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第二号イの(1)の(二)(第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第六号、第十号、第十四号、第十六号の二、第十八号の二、第二十七号の二、第三十号、第三十三号、第三十五号の二、第三十七号の二、第三十九号の三及び第四十一号において準用する場合を含む。)の適用については、これらの規定中「賃金改善後」とあるのは、「賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後」とする。

2 令和七年三月三十一日までの間は、第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第二十号イ（第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第二十三号、第二十五号の二及び第三十八号の二において準用する場合を含む。以下同じ。）の適用については、同号イ中「第二号イの(1)から(9)まで」とあるのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年こども家庭庁・厚生労働省告示第 号）附則第六条第一項の規定により読み替えられた第二号イの(1)の(二)及び同号イの(2)から(9)まで」とする。

3 令和六年五月三十一日において現に福祉・介護職員処遇改善加算（第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（以下「旧介護給付費等単位数表」という。）第1の5、第2の6、第3の5、第4の5、第5の6、第6の14、第7の14、第8の3、第9の14、第10の9、第11の13、第12の16、第13の15、第14の17、第14の2の7、第14の3の11及び第15の9の福祉・介護職員処遇改善加算をいう。）を算定しており、かつ、福祉・介護職

員等ベースアップ等支援加算（旧介護給付費等単位数表第1の7、第2の8、第3の7、第4の7、第5の8、第6の16、第7の16、第8の5、第9の16、第10の11、第11の15、第12の18、第13の17、第14の19、第14の2の9、第14の3の13及び第15の11の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算をいう。以下この項において同じ。）を算定していない事業者又は施設が、令和八年三月三十一日までの間において、福祉・介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)まで（第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第1の5、第2の6、第3の5、第4の5、第5の6、第6の14、第7の14、第8の3、第9の14、第10の9、第11の13、第12の16、第13の15、第14の17、第14の2の7、第14の3の11及び第15の9の福祉・介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)までをいう。）のいずれかを算定する場合には、当該事業所又は施設が仮に福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の三分の二以上を福祉・介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善を実施しなければならない。

(中核的人材養成研修に関する経過措置)

第七条 令和九年三月三十一日までの間は、第十三条の規定による改正後のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者第十四号に規定する中核的人材養成研修は、同号に規定する研修であつて、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設が行う研修その他これに準ずるものとして厚生労働大臣が認める研修に限るものとする。

(機能強化型相談支援事業所に関する経過措置)

第八条 令和六年三月三十一日において、第二十七条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(以下「新指定計画相談支援算定基準」という。)第一号イ、ロ、ハ又はニのいずれかに該当する指定特定相談支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。)については、令和七年三

月三十一日までの間、新指定計画相談支援算定基準第一号イの(1)の(六)及び(七)の基準に適合しているものとみなして、新指定計画相談支援算定基準第一号イ、ロ及びハの規定を適用する。

